

いじめの早期発見・事案対処マニュアル

1 いじめの定義と事例

(1) いじめの定義

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめの定義の4要素

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

(2) いじめの事例

（定期的に実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。
そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。）

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。

その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものです。

いじめの認知について（文部科学省）より

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_005.pdf

「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

※いじめの認知に関する文部科学省の考え方

いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

2 いじめの早期発見

(1) チェックリストの活用

いじめ対応に係るチェックリスト

場 面	チェック項目
日 常 の 行 動 や 様 子 等	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 ☐ 教職員の近くにいたがる。 ☐ 登校時に、体の不調を訴える。 ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。 ☐ 交友関係が変わった。 ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。 ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。 ☐ 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。 ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。 ☐ けがをしている理由を曖昧にする。
授 業 や 給 食 の 様 子 等	☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。 ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 ☐ 発言したり、ほめられたりすると冷やかしからかいがある。 ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。 ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 ☐ 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。 ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
放 課 後 の 様 子	☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 ☐ ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。 ☐ 一人で下校することが多い。 ☐ 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。 ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。 ☐ 部活動の話題を避ける。

(2) アンケート調査

(3) 教育相談

(4) 児童生徒や保護者からの連絡等

3 いじめへの対応

(1) 発見した教職員は、学部主事、教頭に速やかに報告する。

■現段階の情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を記録する。

(2) いじめ防止対策委員会を開催する。

① 報告・共通理解

② 調査方針・分担の決定

- ・調査班（必要な情報を収集し、事実関係把握）
- ・対応班（心のケアや安全確保など指導と支援）

③ 対応の推進

ア 対処プランを策定する。

イ 被害児童生徒のケア

教育相談の実施（担任、養護教諭）

※被害児童生徒の立場を第一に考え対応し、いじめが繰り返されたり、仕返しが行きたりしないよう絶対を守ることを約束するなど安心させることが重要です。

ウ 被害児童生徒の保護者対応

支援計画の説明、加害児童生徒の状況報告（学部主事、担任）

エ 加害児童生徒の指導・支援

いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成させる指導（生徒指導担当教諭）

※加害児童生徒への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、いじめの背景に目を向け、人格の発達に配慮するなど教育的な配慮のもと、健全な人間関係を育めるよう成長を支援する目的で行います。

オ 加害児童生徒の保護者対応

指導・支援計画の説明と被害生徒の状況報告（学年主任、担任）

いじめられた児童への対応	いじめた児童への対応
① 必ず守るという学校の姿勢を理解させます。 ② 担任や養護教諭など誰かが必ず相談相手になること、一人で悩まないことを指導します。 ③ 児童の話を共感的に聴きます。 ④ 専門家、外部機関との連携も図っていきます。	① いじめられた児童への心理的、肉体的苦痛を十分に理解するまで説き、いじめは許されないことを分からせるよう指導します。 ② 何がいじめなのか、いじめの定義や内容を理解させます。 ③ いじめた児童の家庭や地域の状況、人間関係など、広く児童理解を進めて、丁寧に対応します。 ④ 場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応します。
いじめられた児童の保護者への対応	いじめた児童の保護者への対応
① 話し合いの機会を早急にもちます。 ② 学校が把握している事実を伝えるとともに、家庭での様子も聴き、今後の指導について話し合います。 ③ 心理的な負担も考慮し、緊急的な連絡体制を学校と家庭で相談します。 ④ 学校での面談、家庭訪問を継続的に行き、保護者との連携を図っていきます。	① 事実を正確に伝え、いじめられた児童、その保護者の気持ちを理解してもらいます。 ② いじめは、いかなる理由があっても許されないことを毅然とした態度で伝えます。 ③ 場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応します。
両者に対して、継続的な指導を続けます。互いに理解し合い、よりよい関係を再構築できるように、全職員が指導に当たります。	

周囲ではやし立てている児童への対応	見て見ぬふりをしている児童への対応
① はやし立てる行為は、いじめと同じであることを理解させ、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を理解させます。 ② はやし立てる行為を正当化する言動（「見てただけ」「自分だけじゃない」「自分はいじめていない」）は許さず、毅然とした態度で指導します。 ③ 専門家、外部機関との連携も行っていきます。	① 見て見ぬふりをするのは、いじめに荷担することにもつながることを理解させるように指導します。 ② 今後は、望ましい人間関係をつくっていけるように、お互いの個性を尊重し、正しいことを正しく言える勇気をもつよう、繰り返し指導します。

校 長	教 頭	教務部長	学部主事	生活安全部長・部員	生徒指導主事	学 担

いじめ及び疑い事案報告書（案）

発生日	令和 年 月 日（ ） 時 分頃	報告日	令和 年 月 日（ ）
場 所		報告者	
関係児童生徒	※誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けているか		
内 容	※どのような行為を受けたか		
要因・背景	※動機やきっかけは何か		
状 況	※現在も行為は継続しているか		